様式第23の2（第24条関係）（平13経産令28・追加、平13経産令218・令元経産令17・一部改正）

（表　面）

第　　号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第１項の規定による国際機関検査等立会い証明書（ID CARD）

MEMBER of JAPAN ESCORT TEAM

写真

押印スタンプ

所属及び氏名
（NAME）

年　月　日生
（DATE of BIRTH）

年　月　日発行
（DATE of ISSUE）

発行者　　印

（裏　面）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜すい

第30条第１項　国際機関の指定する者は、経済産業大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあっては、経済産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員）の立会いの下に、化学兵器禁止条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

第30条第５項　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第１項の規定による検査等に立ち会わせることができる。

第45条　次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五　第30条第１項の規定による検査、撮影若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。